

医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する  
供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品（案）について（概要）

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

1. 制定の趣旨

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「改正医療法」という。）第37条第4項に規定する供給確保医薬品及び改正医療法第38条第1項に規定する重要供給確保医薬品を指定するもの。

2. 告示案の概要

- 改正医療法第37条第4項に規定する供給確保医薬品及び改正医療法第38条第1項に規定する重要供給確保医薬品を別紙1及び2のとおり指定する。

3. 根拠条項

- 改正医療法第37条第4項及び第38条第1項

4. 適用期日等

- 告示日：令和7年10月下旬（予定）
- 適用期日：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年11月20日）